

金沢大学大学院法学研究科改組に関するワーキンググループ報告書  
金沢大学法学部・大学院法学研究科における法学教育の将来構想：  
二一世紀に向けた法学教育のあり方をめざして

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金沢大学法学部金沢大学大学院法学研究科改組に関するワーキンググループ メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/17832">http://hdl.handle.net/2297/17832</a>

**金沢大学法学部・大学院法学研究科における  
法学教育の将来構想（骨子）**

— 21世紀に向けた法学教育のあり方をめざして —

平成12（2000）年2月

金沢大学法学部

「金沢大学大学院法学研究科改組に関するワーキング・グループ」

## はじめに

平成8年、金沢大学法学部は、かなり大規模な改革を行い、従来、法学科1学科体制だったものを、法学科、公共システム学科の2学科体制に改組した。それにあわせ、法学部のカリキュラムもおもに現代的な需要にそった形で大きく変更された。そして、今年度、いわゆる完成年度を迎えているが、さらなる改革の必要性を否定することはできない。

他方、金沢大学大学院法学研究科は、近年、入試制度改革を順次行っており、現代的な需要に応じようとしてきたが、ここに至り、大学院における教育改革が避けて通れないものとなった。また、司法制度改革に端を発するいわゆるロー・スクールの議論も盛んとなり、大学院改革に拍車をかけることとなった。

それらをうけ、平成11年11月5日、金沢大学法学部法学科は、第2回法学会議を開催し、われわれ6名に対し、「金沢大学大学院法学研究科改組に関するワーキング・グループ」を結成し、「法学研究科法律学専攻のカリキュラムの見直し」について検討するように要請した。

われわれは、平成12年1月13日、金沢大学法学部長、法学科長に対し、71頁にわたる報告書を提出し、解散したが、この度のシンポジウムに向け、その骨子を別にまとめることになった。以下に、その概要を述べることにする。

# 目 次

第1章 現状と課題	5
第1節 学部教育の現状と課題	
第2節 大学院法学研究科の現状と課題	
第1款 法学研究科の今までの実績	
第2款 法学研究科の現状と課題	
第3節 いわゆる「ロー・スクール」問題に対する対応	
第2章 改革の理念	13
第1節 法律学の学問的特殊性	
第1款 法律学の基本的特徴と法解釈学の位置づけ	
第2款 法律学の体系性・科目相互間の関連性について	
第3款 法解釈学と他の隣接諸分野との関係	
— とりわけ基礎法学の位置づけについて	
第2節 改革の具体的理念—法学研究科の改革を中心に	
第3章 改革後の組織	18
第1節 学生の所属	
第1款 基本的構成—学部教育を中心として	
第2款 基本的構成—大学院教育を中心として	
第4章 学部教育	23
第1節 学部教育におけるコースの再編	
第1款 学部コース再編の概要	
第2款 コース統合の理由	
第2節 法律実務コース	
第1款 コースの目的	
第2款 教育上の特色	
第3款 想定される卒業後の進路	

第3節 国際法務コース	
第1款 コースの目的：「国際化に対応しうる能力」の養成	
第2款 教育上の特色	
第3款 想定される卒業後の進路	
第5章 大学院教育	29
第1節 大学院教育におけるコース制の導入	
第2節 理論研究コース	
第1款 研究者養成機能の継承発展と大学院教育の基幹としての理論研究	
第2款 教育の基本的内容	
第3節 法曹コース	
第1款 法曹養成・司法試験試験との関わりでの本学の現状と課題	
第2款 法曹コースの骨格とここに言う「法曹」の意義	
第3款 法曹コースの入学資格	
第4款 法曹コースの教育体制と修了要件	
第5款 法曹コースの「ロー・スクール」への移行—その地域的必要性	
第6款 さらになる改革の必要性	
第4節 法務専門家コース	
第1款 現状と改革の必要性	
第2款 法務専門家コースの人間像	
第3款 教育体制	
第4款 卒業後の進路	
第6章 学部・大学院におけるカリキュラム	42
第1節 コア・カリキュラム研究の必要性	
第2節 学部カリキュラム	
第3節 大学院カリキュラム	
今後の課題	44

## 第1章 現状と課題

今回の金沢大学法学部・大学院法学研究科における法学教育の改革議論は、最も直接的には平成11年に入って提起された「ロー・スクール化構想」を契機とする一連の全国的な法学教育・法曹養成教育の改革論議をきっかけにしたものであることは否めないが、金沢大学法学部・大学院法学研究科が現在まで行ってきた法学教育の再検討を通して提起されたものでもあるので、まず最初に、今までの経過、並びに現状と課題について簡単に整理しておく。

### <現在までの経過>

昭和24年（1949）	金沢大学創立。法文学部に法学科を設置。
昭和33年（1958）	法文学専攻科設置。
昭和46年（1971）	大学院法学研究科・法律学専攻（修士課程）設置。
昭和55年（1980）	法文学部を改組して、法学部（法学科1学科）を設置。
平成8年（1996）	教養部廃止、教育学部の改組。 法学部に公共システム学科を設置（2学科制に改組）。 これにともない、現行カリキュラムを実施。
平成12年（2000）	現行カリキュラム下最初の卒業生が卒業予定（3月）。 大学院法学研究科に公共システム専攻設置（4月）。

### 第1節 学部教育の現状と課題

わが法学部における現行カリキュラムは、平成8年の法学部改組に伴って策定実施されたものであるが、法学科についていえば、「法律実務コース」「国際法務コース」「総合現代法コース」の3コース制が採られている。この4年間の経験を踏まえて、現行カリキュラムを再検討した結果、その問題点として以下の点を指摘することができよう。

#### (1)教育科目の増加・先端的授業科目への要請と教育体制のあり方

現行カリキュラムの策定・実施によって、特に法律学系の場合、渉外法務大講座の新設などに伴い、新たな授業科目が創設され（注）、授業時間割が過密となり、学生の側の「消化不良」をもたらすことになったことも否めない。ところが他方において、「知的財産法」（平成12年度非常勤講師による授業を初めて開講予定）等のように社会経済状況の変化により新たに教育を行うことが緊急の課題となっている科目も存する。そういった状況の中で、学部教育における教育内容の再吟味、再編成は避けて通ることのできない問題となった。また、社会の要請に応ずるだけの高度の専門知識を有する人材を育成することを視野に入れるとき、修士課程をも視野に入れたいいわゆる「6年一貫型法学教育」を構想すべき時期に来ているといえる。

（注）具体的には、「債権法各論」（4単位）から「不法行為法」（2単位）を独立。「比較憲法」（4単位）、「証券取引法」（2単位）、「国際租税法」（2単位）、「国際取引法」（2単位）などが新たに加わった。

#### (2)法律学の基礎的素養の確実な養成——具体的なカリキュラム編成の問題

改めて論ずるまでもないことではあるが、最近いくつかの大学で開催された法学教育におけるシンポジウムで、特に「大学教育に期待すること」として強調されていたのが、大学における「法律学の基礎的素養の確実な養成」ということであった。その背景には、最近の司法試験受験生にみられるいわゆる「マニュアル」思考の弊害の問題が存在する。とりわけ法律学は、各法分野相互間の関連が密接であって、一つの法分野を理解することは他の法分野についての知識を必要とする、高度の体系性という点に一つの特徴がある。従ってカリキュラム編成上、教育科目の配列、科目間相互の関係への配慮が欠かせない課題となる。

### (3)新たな社会状況に対応した人材育成の必要性

21世紀を迎える新たな社会状況において、法学部に期待される人材育成機能とは何かということを考える必要がある。この点についてはなお踏み込んだ検討と議論が必要であるが、さしあたりここでは、①問題発見・問題処理能力の養成、②真に国際化に対応しうる能力の養成を挙げたい。

①「問題発見・問題処理能力の養成」については、殊に今回の法曹養成制度の改革において問題とされているところである。既に述べたように、最近の司法試験合格者は、いわゆる受験予備校による「マニュアル」教育に強く影響されており、そのことが司法研修所を経て養成される法曹の質に重大な懸念をもたらす事態にまで至っている。しかしながらこの「マニュアル」思考の流れは、司法試験受験者に限られたことではなく、例えば国家2種・地方上級公務員採用試験についても受験予備校が金沢に進出していることを考えると、広く学生全体に浸透していることが推測される。確かに、現実の各種国家試験に合格するためには、一定の「受験勉強」を行うことが必要であることは現実論として否定はしないけれども、「受験」の入口に入る以前の大学教育において幅広い問題処理能力を養成することは法学部教育に求められる重要な要請であるとおもわれる。

②「国際化への対応能力の養成」についていえば、わが法学部には、平成8年の改組により「涉外法務大講座」が新設され、また言語教育を長年担当した教官を迎えることになった。幸いに「涉外法務大講座」の新設ポストについても、順調に人選が進み、同講座は全国的にも高い水準を有する陣容となった。現在、各大学の各学部がそれぞれの教育の「個性」を主張する時代になってきているが、わが法学部としては「国際化への対応能力の養成」を追求することを提言する。後に詳しく触れるが、

今回のワーキンググループの提言において、学部のコース制を従来の3コースから2コースにし、「法律実務コース」となると特に「国際法務コース」を設け、その充実を特に提言しているのも、ひとえにかかる方針に基づくものである。

#### (4)学生の多様な進路進出へのサポート体制の必要性

金沢大学法学部の学生の現状として、勉学意欲が旺盛な学生の中には能力的にも高い能力を有し、より高いレベルへの可能性を有する者が少なからずいるにもかかわらず、自分の可能性を自己限定し、よくいえば「堅実」ではあるが、将来の可能性に向けてさらに飛躍する積極的気質に（少なくとも大都会の大学の学生に比して）欠けている面がなきにしもあらずであろう。そのような状況を改善するには、学部3年までに法律学の基礎的な素養を確実に身につけるということを前提とした上で、司法試験や理論研究を志望する学生のためのさらに高度な教育を行う方策が是非とも必要である。このような観点からも、学部と修士課程とが一体となった教育カリキュラムの確立、さらにはある程度早い段階での学生の方向づけに向けた方策が求められる。

また前述の「国際化に対応する人材の育成」という理念から、渉外法務など国際化社会における法的問題の処理にあたる職種への進出は、特にこれから重視すべきである。

## 第2節 大学院法学研究科の現状と課題

### 第1款 法学研究科の今までの実績

法学研究科設置以来の実績を特徴づけるものとして、法学研究者の養成において顕著な実績を挙げてきたことが挙げられるであろう。すなわち、大学院法学研究科は、その修了者を他大学の博士課程などに進学させることによって、多数の研究者を学界に輩出してきたのである。数値的にみると、昭和48年度の

第1回修了生から平成7年の修了生まで98名のうち31名が現在、全国の各大学で研究者として活躍しており、これは百分率にすれば31%にのぼる。

## 第2款 法学研究科の現状と課題

しかしながら、わが法学研究科にも改革すべき種々の問題が存在する。

すなわち少なくとも1990年代に入って、大学院における教育に対して、従来の研究者養成にとどまらず、広くいわゆる「高度専門職業人」の養成をも要請されるに至った点が重要である。このような大学院に対する多様な要請に応えるために、さしあたり大学院入学試験の試験科目の多様化（外国語を課さない専門科目3科目方式の導入）、試験方式の多様化（社会人特別選抜、私費外国人特別選抜など）等、入試制度の改革を実施し、その結果、従来の「研究者志望」のみならず、司法試験や公務員試験などの各種国家試験の志望者や社会人のリカレント教育として入学する者を現に、受け入れるに至っている。しかしながら、それに対応するカリキュラム面の再検討が遅れていたということが指摘される。

## 第3節 いわゆる「ロー・スクール」問題に対する対応

平成11年に遽に浮上した「ロー・スクール」構想（ないし「法科大学院」構想）は、現在進行中の司法制度改革の一環としての意味合いを有し、現在の法曹（裁判官・検察官・弁護士）養成システムの問題点を是正し、より良い司法制度に適合した法曹養成システムを構築すべきであるという社会的要請に応えようとするものである。そして、平成11年の春頃からさまざまな改革論議が行われ、特に神戸大学、東京大学、田中成明教授（京都大学）、第二東京弁護士会、九州大学などによって具体的なロー・スクール構想が提案されるに至っている。また東北大学は、いわゆる「選択的6年制」教育に向けた改革構想を打ち出し、大学のみならず社会一般の注目を集めることとなった。また、この動

きに呼応して岡山大学は、地方型ロー・スクール構想を打ち出し、議論に一石を投じた。

今回のロー・スクール問題に対して、金沢大学法学部としては、東大案や神戸大案のような将来の「あるべき法曹養成のあり方」に対する具体的提言を行う準備はできていない。従って我々がさしあたりとりうる道は、ロー・スクール問題についての議論の動向をにらみながらも、我が法学部・法学研究科における教育の現状を再検討し、社会の要請にも応えうる改善の現実的方向を模索することであろう。(とりわけ学部段階の教育の改善は、我々が教育責任を負っている学生の大半は学部の学生であることに鑑み、極めて重要であることは、ロー・スクール問題への対応如何にかかわらず変わらないことである。)

このような基本的認識にたつて金沢大学法学部のロー・スクール構想への対応を論ずるとすれば、次のような視点を挙げることができよう。

まず第1に、北陸地方における基幹大学としての金沢大学における法学部・法学研究科の存在という点である。例えば、現行司法試験合格者数の実績でロー・スクール設置を認めるという考え方がありうるが、このような考え方に対しては、批判の対象とされるべき司法試験予備校の教育実績ともいえる現在の司法試験合格者数の実績を基礎とすることは、予備校の影響を追認することになりかねないし、首都圏・関西圏以外ではほとんどロー・スクールが認可されず、弁護士過疎地の解消には結びつかない、という批判がありえよう。その意味で、岡山大学が打ち出した「地方型ロー・スクール構想」は注目に値する。

第2に「法曹」養成システムの改革論議の一環としてのロー・スクール構想に対応する際に、さらに念頭に置かなければならない問題は、議論の対象とすべき「法曹」とは、果たして裁判官、検察官、弁護士の三者(いわゆる「法曹三者」)に限られるのか、という問題である。すなわち今回のロー・スクール構想は、司法制度改革論議と関連するものではあるが、他方において既存の法学部の現状を考えたときに、果たして法学教育のあり方がこの裁判官、検察官、弁護士という従来観念における「法曹」に限定して議論するのは、「特化」

しすぎた議論ではないか、ということである。すなわち、法学部というのは従来、一方において法曹三者を養成する基盤としての役割（すなわちスペシャリストとしての法曹養成）を担ってきたと同時に、他方において公務員、企業法務、司法書士、さらには一般の企業等において一種ジェネラリストとしての人材を養成してきた（いわば「つぶしがきく法学部」）という実績がある。さらに年間5万人近い卒業生を全国90余りの法学部が輩出しているわけであるが、数字的には後者のジェネラリストとして養成した人材が遥かに多いことはいうまでもない。そのような現状を無視できないとすれば、ロー・スクールを展望する大学院教育としては、「法曹三者」を中心にしつつも、もう少し拡大した形で公務員（法律職）や企業法務担当者をも視野に入れた教育が構想されるべきではないか、という意見も存在するのである。

ともあれ、ロー・スクール構想を視野に入れた法学部・法学研究科の改革を論ずる際には、さしあたりは「法曹三者」を中心に据えるとしても、長期的には、研究者はもちろんのこと、法曹三者のみならず、広く社会において法的問題の処理にあたる人材の育成という視点を失わないことが、我が法学部・法学研究科の現状にも適合したものというべきであろう。（この点については、法学研究科の「法務専門家コース」の構想において意を用いたところである（第5章第4節「法務専門家コース」参照）。）

第3に指摘しておきたいのは、法曹（三者）養成システムにおける司法研修所と大学との間の役割分担の問題である。この点は、今回の司法制度改革における法曹養成システム見直しの重要な論点の一つであるが、司法研修所の廃止を主張するラジカルな提案もないではないが、おそらくは、現在の司法研修所における実務修習の制度は存続される方向で検討がなされる可能性が高いとおもわれる。すなわち、司法研修所における（要件事実論、事実認定などの）実務教育は、先輩法曹からの直接体験を通じた伝授によらなければならず、大学において代替不可能であるというのが、共通の認識になりつつあるといえようか。現に、各大学で行われたシンポジウムにおいてもそのような指摘が法務省・

司法研修所筋からなされていた。そうになると、法曹養成システムにおける大学と司法研修所の役割分担が問題となりうるが、法務省・司法研修所関係者からは、既に第1節で述べたように法律学の基礎的な素養の確実な養成、そしてそれに加えて先端的な法分野の研究教育への期待が表明されていた。このような要請に如何に応えていくかが、我々の法学教育改革においても重要な課題であろう。

## 第2章 改革の理念

今回の法学部・大学院法学研究科における法学教育改革を議論するにあたり、まず最初に法学教育改革の基本的理念について説明する。

### 第1節 法律学の学問的特殊性

#### 第1款 法律学の基本的特徴と法解釈学の位置づけ

よく知られているように、法律学は古代の「ローマ法」以来2000年余りの歴史を有している。しかもそれが単に時間的な連続性において極めて長い歴史をもっているだけでなく、現に、ローマ法の基本的な考え方は、現在の民法学や法の一般原則に継受されているのであって、今なお法学部においてローマ法の講座が開設されているゆえんでもある。すなわち法律学は、かかる長い歴史の間に醸成された体系と方法論をもった学問であることがまずもって留意されなければならない。

このようにして形成されてきた法律学は、いわゆる「法解釈学」というものを中心としている（「法解釈学」中心的性格）。後でも述べるように、法律学には、「法解釈学」以外の研究分野も存在するし、法律学自体が政治学やその他隣接の社会科学諸分野と関係を有することは事実であるが、以下に述べるような「法解釈」をめぐる学問的研究が法律学の中心たる位置を占めることは、否定し難い事実である。

ところで「法を解釈する」という作業は、我々の市民生活においても日常しばしば行われているものであるが、それが学問として行われるとなると、その学問的性格は何か、という問題があって、現在においてもなお学界において、法解釈の本質ないし方法をめぐる極めて錯綜した議論が現に行われている。しかし、それについての細かい議論はさておくと、「法の解釈」というのは、大雑把に言えば、一方において「現に存在する法」とは何かという一種の「認

識」の作業であり、その限りにおいて既存の「法」の制約を受けつつも、他方において社会の要請などを受けて「あるべき法」を模索する一種の「実践」の作業としての性格を併せもつ作業であるといえよう。そしてその上で、最終的には裁判過程、行政実務、企業法務等における具体的事例の解決（契約の締結等の日常業務や紛争の処理解決など）が予定される（概念図参照）。

従って、法解釈学は、一つの「技術論」（Kunstlehre）たる性格を有するものであって、元来、「医学」などと並んで一つの職業教育としての側面を有していたといえる。しかしこの「職業教育」というのは、現在では、単に裁判官・検察官・弁護士といった狭義の「法曹」に限られるものではなく、公務員、司法書士、企業における法務担当者等、広く社会において法的問題の処理にあたる者の育成として捉えることができるのである。またそれが、法学部の行う人材育成機能について、特に社会から期待されている点である。今回のいわゆるロー・スクール構想において、単に狭義の「法曹」養成に特化するのではなく、従来から法学部が担ってきた多様な人材育成機能がある程度前提とする方向が打ち出されているのは、かような事情を背景にしているといつてよいであろう。

## 第2款 法律学の体系性・科目相互間の関連性について

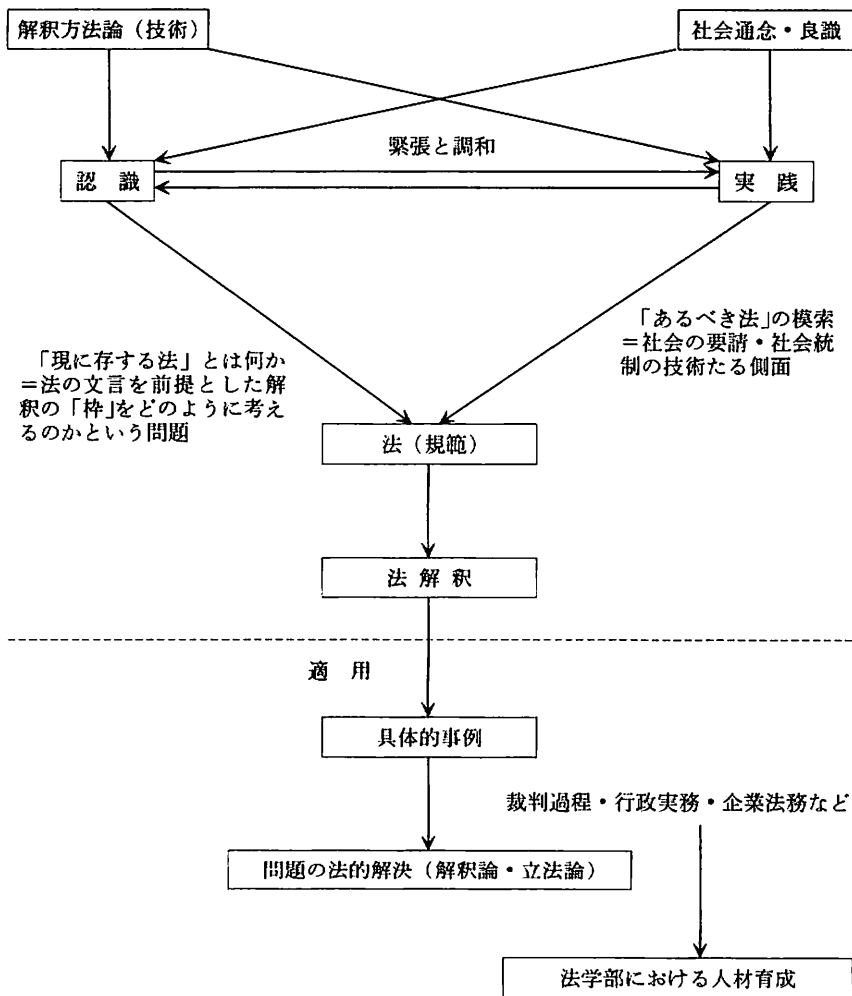
次に、法律学における体系性・科目相互間の関連性について指摘しておかなければならない。法には、憲法、行政法、民法、商法等々種々の分野があるが、一国の法体系が一つのシステムをなしている以上、各法分野間相互に体系性、相互関連性があることはいうまでもない。そして法学教育もかかる体系性、相互関連性を無視して行うことはできないことは当然である。

## 第3款 法解釈学と他の隣接諸分野との関係 — とりわけ基礎法学の位置づけについて

以上述べてきたように、法律学の教育はある種職業教育的な一面をも有する法解釈中心的な性格を有するものである。しかし、このことは法解釈学以外の

基礎法学（法制史、法理学、外国法）や政治学や新たな学問領域としてその体系を形成しつつある公共政策論といった周辺領域との関連が必要ないということの意味するものでは全くない。寧ろ、現在までの法学教育は、いわゆる「六法科目」中心的な性格が強く（もともと、この「六法科目」を十分に教育することだけでも大変な課題であることはいうまでもないのであるが）、そのために、柔軟な発想や未知の問題に対する対処能力の養成という点で問題が指摘されてきたところであった。

【法解釈学の学問的性格についての概念図】



\*上記の社会通念や良識の背景に幅広い教養が要求されることはいうまでもなく、法律学がある意味で「大人の学問」といわれるのは、その意味においてであろう。

## 第2節 改革の具体的理念 — 法学研究科の改革を中心に

次に改革の具体的な理念についてであるが、学部段階における教育のあり方については、既に第1章第1節でかなり詳しく論じたので、ここではそれに関連して、ここでは今回の改革の一つの中心である大学院改革の具体的理念について説明する。

法学研究科（法律学専攻）の新たな教育体制については、第5章で説明するが、その基本的理念は、〈理論研究と実務との有機的結合に基づく法学教育の試み〉ということになるであろう。ここにいう〈理論研究と実務の有機的結合に基づく法学教育〉とは、第1章第2節においても説明したように、我が法学研究科が創設以来積み上げてきた研究者養成の実績を「理論研究」として位置づけ、そして新たに要請されるに至った法曹養成、高度専門職業人の養成などを幅広く「実務」として捉え、その上で「理論研究」を踏まえた「実務」教育、「実務」を視野に入れた「理論研究」を志向するものである。この観点から本報告では、次の第5章で説明するように、法学研究科法律学専攻に「理論研究コース」「法曹コース」「法務専門家コース」の3コースを設けることを提案するが、理論研究と実務教育の有機的結合の試みは、未だ我々の行ったことのない新たな試みであるので、その具体的なカリキュラムを含めて、幅広い検討が必要とされよう。

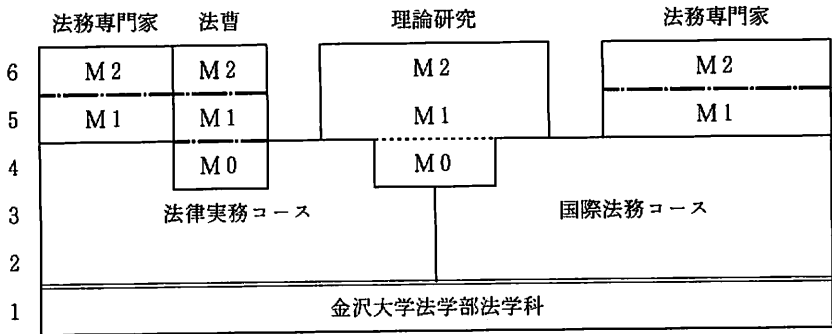
今後この方向を実現するためには、例えば裁判所、弁護士会との教育上の交流など（平成8年まで裁判所と金沢大学法学部との間で行われていた研究会の再発足や、裁判官等の非常勤講師任用など）が検討されるべきであろう。また、とりわけ法学研究科に設置を提唱する「法務専門家コース」においては、公務員や企業法務担当者など広く社会において法的問題の処理に当たっている人々の教育を目指すか、かような試みにおいては、単にこれらの人々の「教育」ということにとどまらず、さらに進んで「理論研究」と「実務」の交流、ひいては教官サイドの研究への刺激という効果が期待されるであろう（第5章第4節「法務専門家コース」参照）。

## 第3章 改革後の組織

### 第1節 学生の所属

第1款 基本的構成—学部教育を中心として

【学部教育の構成】



※法学科学生は、2年次4月、法律実務コース、国際法務コースのいずれかに所属する。  
 転コースは、学期初めに自由に行うことができる。

#### (1)学部の概略

高等学校を卒業した者に、法律学についての基本的な考え方、および知識を得させることを目的とする。これを大きく、4年で終了する者と3年で一応終了する者とに分ける。3年で終了する者は、6年一貫教育として、大学院進学を前提とする。

4年で終了する者は学部卒業とし、学士の学位を与えるが、3年で一応終了する者は、修士0年終了時までまでに一定の単位を修得すれば、その時点で学士の学位を与える。これらの選択は、3年生の1月終了までに各学生が行い、3年制修士課程への進学を希望する者は、教官の推薦を受け、1月中に願書を提出する。教授会は、後期試験終了後に進学審査を行い、合格した者が学部4年生＝修士課程0年生となる。不合格者は、学部4年生に所属する。4年生では、従来通り、卒業見込みとして2年制大学院修士課程を受験することができ、また4年次終了時に卒業する。

(2)法学部法学科コース

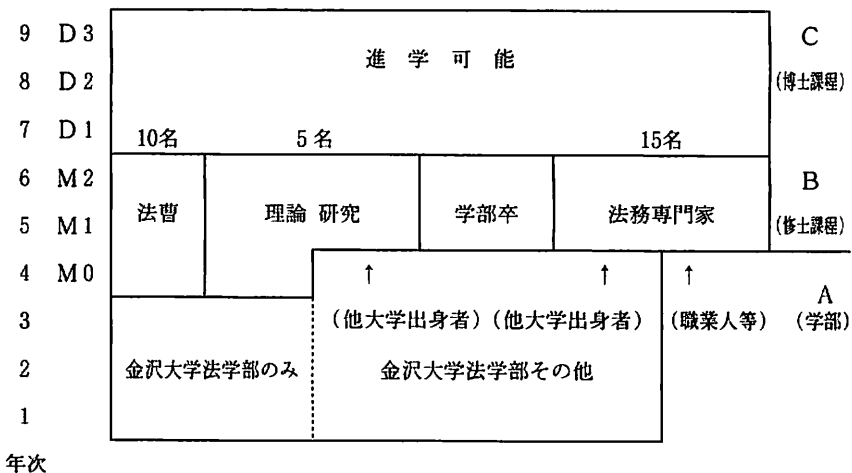
法学部法学科学生を2つのコースに分ける。1つは、法律実務コースとし、もう1つを、国際法務コースとする。現在ある「総合現代法コース」は、法律実務コースへ発展的統合する。

法律実務コースは、従来の「法律実務コース」を前提とするコースであり、実定法、および基礎法を中心とするコースである。また、大学院コースとの関係では、法曹コースに進学するために所属しなければならないコースである。

国際法務コースは、従来の「国際法務コース」を前提とするコースであり、専門外国語、国際法務、経済法務の素養も兼ね備えた法律専門家の養成を目的とする。

第2款 基本的構成－大学院教育を中心として

【大学院教育の構成】



※法曹コース、3年制の理論研究コースへは、金沢大学法学部在学者のみ進学  
法務専門家コース、2年制の理論研究コースへは、その他の者の進学も可能

### (1)学部（Aに該当）

3年制修士課程への進学は、金沢大学法学部在学者のみが可能であり、その進学に関する教授会の進学審査は、教官の推薦と学部の成績とによる。教官の推薦は、実質的判断に基づく推薦とし、当該学生の3年制修士課程への進学に責任を負う。学部の成績は、厳格な成績評価を前提とし、3年生後期までの学部の成績を基準とする。具体的には、コースごとに一定の指定科目を設け、この科目につき一定の単位数が優であることを条件に、志願者間の競争とする。筆記試験、レポートなどは課さない。

2年制修士課程への進学は、金沢大学法学部在学者に限られず、金沢大学法学部卒業生、他大学在学者・卒業生も従来通り進学可能であり、従来通り、入学試験を実施する。

### (2)大学院修士課程（Bに該当）

従来の2年制修士課程に加え、3年制修士課程を運用上創設する。2年制修士課程には、従来通り、金沢大学法学部卒業生以外に他大学・他学部卒業の学生の受験を広く認めるが、3年制修士課程には、金沢大学法学部からのみ進学を認める。

3年制修士課程を創設しても、制度上は、従来の学部4年・大学院修士課程2年を前提とするものである。したがって、組織上の変更は伴わない運用上のものとして実現する。3年制修士課程は、金沢大学法学部からの進学しか認めないことにより、運用上は、実質的に学部3年・大学院修士課程3年の6年一貫教育を実現しようとするものである。いわゆる4+2か、3+3かの議論は、あまり実益がなく、金沢大学においては、形式と実質の違いに過ぎない。

#### ① 2年制修士課程

2年制修士課程には、2つのコースを設置する。1つは、理論研究コースであり、もう1つは、法務専門家コースである。理論研究コースは、

金沢大学大学院が従来行ってきた教育を行うコースである。研究者となるためには、大学院博士課程への進学が前提となる。法務専門家コースは、主に国・地方公共団体や企業で高度な法務を担当するための教育、一定の法律的資格を有する者の再教育を行うコースであり、自己が専攻した分野につき、より深く、より細かい「研究」をすることを通じて、法務担当能力を向上させることを目的とする。

理論研究コースについては、修了年限終了時に提出した修士論文が合格すれば、修士の学位が与えられる。理論研究コースの学生は、提出した修士論文をもとに法学研究科博士課程に進学することを原則とする。法務専門家コースについては、リサーチ・ペーパーの提出により、修士の学位が与えられ、1年での修了も認める。

## ② 3年制修士課程（6年一貫教育）

3年制修士課程は、従来の学部4年次のあり方に反省を加え、特に、研究者、法曹（裁判官、検察官、弁護士を指す）を目指す学生を早い段階で選抜し、より深い教育を与えることを目的とする。

3年制修士課程には、2つのコースを設置する。1つは、理論研究コースであり、もう1つは、法曹コースである。理論研究コースは、従来、2年間で行ってきた修士課程を3年へと拡充することにより、従来の修士課程と比べ、実質的な「修士0年生」が実現できるので、3年間でじっくりと修士論文の執筆ができる。このコースには、法律実務コース、国際法務コース両方からの進学が可能である。

法曹コースでは、司法試験合格を目指す学生を4年次から少数で教育し、修士課程終了時までの合格を目指すのが、決して予備校的な教育でなく、現在の大学法学教育の中で要求されているものを中心に、司法試験の基礎的素養を身につけさせることを目的とする。このコースには、法律実務コースからのみ進学が可能である。

理論研究コースについては、修了年限終了時に提出した修士論文が合格すれば、修士の学位が与えられる。法曹コースについては、リサーチ・ペーパーの提出により、修士の学位が与えられ、1年での修了も認める。法曹コースについては、修士0年次で終了した場合は、リサーチ・ペーパーを提出せずに学士として学部を卒業する。

③ 3年制修士課程（6年一貫教育）といわゆるロー・スクールとの関係

3年制修士課程のうち、法曹コースは、将来、法曹養成ロー・スクールが制度化された際には、組織としてそれに変わり得る内容を有するものとする。現在進行中の司法制度改革に伴い、法曹養成のあり方にも変更が加えられる可能性が非常に高いが、現在のところ、その着地点は極めて不明確である。そこで、さしあたり、現在の法学部法学科・大学院法学研究科改革としては、現行の司法試験を前提にその合格者増加を目指す制度改革を行うが、将来的に、法曹養成のあり方が大きく変わった場合には、それに対応せざるを得ない。変更のあり方として、法曹三者養成に限定した法曹養成ロー・スクールが制度化された場合には、3年制修士課程法曹コースを基礎として法曹養成ロー・スクールを整備することをめざすことになる。また、ロー・スクールが法曹三者養成に限定しない形で実現されることとなった場合にも、法務専門家コースも含める形で、対応が十分可能である。

## 第4章 学部教育

### 第1節 学部教育におけるコースの再編

#### 第1款 学部コース再編の概要

##### (1)設置されるコース

従来の「法律実務コース」と「総合現代法コース」を統合し、法学科に実定法科目を中心に法律学の基礎的素養を固めることに主眼を置く「法律実務コース」と、国際法務関連科目や語学系専門科目を中心に国際法務に通暁した人材を育成することを目指す「国際法務コース」の2コースを設置する。

##### (2)コースへの所属

各コースへの所属は、現行の制度と同様、1年終了時に各学生の希望により決定するものとする。

##### (3)コースの変更

各コース間の移動についても、現在と同じく、各学期の始めに教授会で承認を得た上で自由に行えるものとする。

#### 第2款 コース統合の理由

本法学部では現在、法学科内に「法律実務コース」「国際法務コース」「総合現代法コース」の3コースを設置している。ところが、この度導入を検討している6年一貫型法学教育を前提とすれば、法律実務家（特に法曹三者）の養成に関しても、受験科目のみの学習にとらわれず、幅広い法学の素養を身につけることの必要性が昨今強調されていることよりすれば、学部教育段階（特に1年次から3年次まで）に限って言えば、実務家養成についてもジェネラリスト養成とほぼ同様のカリキュラム内容が必要とされることになる。そうすると、

法律実務家養成を主眼に置く「法律実務コース」と、ジェネラリスト養成を主眼とする「総合現代法コース」を敢えて分けなければならぬ必然性は乏しくなるといわざるを得ない。そこで、「法律実務コース」と「総合現代法コース」については、一つのコースにまとめることとし、具体的な進路の違いによって生ずるところのカリキュラム上の微妙な差異については、履修プログラム等で対応することに改める。

## 第2節 法律実務コース

### 第1款 コースの目的

近年、司法試験合格者の能力低下、特に問題発見能力および新たな事態に対応する問題処理能力の低下が顕在化しつつある。その原因として指摘されていることの 하나가、司法試験受験予備校による「マニュアル教育」の弊害であることは既述の通りである。新世紀を目前に控えて、市場経済はグローバル化しており、それに伴って日本の社会も事前規制型から事後規制型へと大きな転換を迫られている。そして事後規制システムの主役が司法制度であることから、今後ますます司法の重要性が高まっていくことが予想されているが、既知のことを教えられた通りにしか解決できない「マニュアル人間」型の法曹では、現在司法制度が直面している状況に対して到底対応することはできない。「足腰のしっかりした」（法律学が基礎から身につけている）法曹の養成が求められている所以である。

このような社会の要請に応えるべく、法律学の基礎的素養を確実に学生に習得せしめ、以て受験予備校とは本質的に異なる、大学における法学教育に課せられている責務を果たすことが、この度新しく設置する「法律実務コース」の目指すところであるが、もちろん「法律学の基礎的素養の確実な習得」は、独り法曹養成においてのみ求められるものではなく、程度の差こそあれ、法律学の素養を必要とするすべての職種において、法律学の基本的知識を確実に身に

付けた人材が求められている。本コースは、これらの人材の育成をも視野に置いているのである。

## 第2款 教育上の特色

### (1)法律学の基礎的素養の確実な習得の重視

「法律学の基礎的素養の確実な養成」が大学の法学教育に求められている現状よりして、学部段階において法律学的素養の基礎を固める教育を行うことが本コースの最大の目的であり、特徴でもある。従来のカリキュラムと比較した場合の主な変更点は以下の通りである。

- ①一般的に開講時期を低学年にシフトすることによって、3年次までに基本的な法律科目を習得できるようにしている。
- ②法学概論を充実させ、これまで行ってきた法律学全般にかかわる基本的概念事項の教授に加えて、新たに基礎法分野の概説的内容の講義を行うように改めた。
- ③1年後期に「裁判制度」「犯罪学」「私法原論」等の科目を置き、早い時期に各法分野の大まかな全体像を学生に提示することによって、それ以降の授業の理解を助ける工夫を行っている。
- ④近年とみに重要性を増してきた比較的新しい法分野の科目（例えば知的財産法・金融法・国際民事訴訟法等）を、応用科目として4年次に新たに開講し、時代の変化に対応し得るカリキュラムを組んでいる。

本コースの教育上の特色として、特に強調したいのは基礎法学教育の重視である。法曹は常に新しい事態に対して創造的に対応していくことが求められる存在であるが、そのためには、現行の法制度や裁判実務のあり方を必ずしも絶対視することのない、相対的な物の見方のできる柔軟な思考能力を持った人材の養成が何よりも必要である。現代社会が求めるあるべき姿の法曹を養成する

ためには、幅広い法律学の知識を身につけていることは勿論のこと、それに加えて基礎法学に対する学識も必要不可欠である。このような観点から、本コースの教育内容は、実定法学の基礎固めのみならず、基礎法学重視の方向性を打ち出し、それによって予備校教育では到底実現され得ない、大学教育における法曹養成のあるべき姿を追求する。

## (2) 大学院コースとの関連性

法学研究科に設置される3つのコースの内、主として法曹を目指す「法曹コース」と主として研究者を目指す「理論研究コース」については、3年終了時に既に述べた選抜方法を用いて早期に進学者を確定し、事実上の選択的6年一貫型法学教育を行う。特に「法曹コース」については、法曹養成における6年一貫教育の必要性が強く論じられている状況に鑑み、受験資格を3年終了時に「法律実務コース」に在籍する者に限定することによって、学部教育と大学院教育とのより密接な連関性を持たせている。ちなみに、「法曹コース」への進学ルートを「法律実務コース」に限定することについては、ワーキング・グループ内でも議論となったが、現行の司法試験制度を前提とする限り、さしあたり本学の内部において6年一貫教育体制を早期に確立させることがより重要であるとの観点から、1年次から積み上げ教育を実施できている「法律実務コース」の学生のみ限定するとの結論に達した。

## 第3款 想定される卒業後の進路

本コースの卒業生の進路としては、主として以下のものが考えられる。

- ① 大学院への進学（今回の学部・大学院教育改革の眼目）
- ② 公務員
- ③ 法曹三者以外の法律実務家
- ④ その他一般企業（法律学の素養を身につけたジェネラリストとしての活躍）

### 第3節 国際法務コース

第1款 コースの主目的：「国際化に対応しうる能力」の養成

我が国企業の国際的展開やインターネットを活用した電子商取引の国際的発展にともない、今後、国際的な法的紛争がますます増加することは明らかである。これに対応するために、語学力、他文化理解力、国際的紛争への対応力・処理能力、専門法分野における実務能力等を兼ね備えた人材の養成が急務である。これら「国際化に対応しうる能力」の養成のため、カリキュラムに大幅な手直しを加えた上で、現行の国際法務コースを維持する。

第2款 教育上の特色

上記のコースの主目的を達成するため、第1に、外国書講読、外国語表現法、リーガルドラフティング等の語学系専門科目を必修・選択必修として設定する。第2に、外国法・比較法文化等他法文化理解力の養成に適した専門科目を必修・選択必修として設定する。第3に、国際法務関連の応用科目を必修・選択必修として設定する。第4に、その他特に必修等の設定は厳格なものとなせず、むしろ学生のそれぞれの関心領域に応じて関連する基本科目、応用科目を有機的に履修できるようコース内で履修モデルを提示するアプローチを採用する。

これ以外の個別のカリキュラム改革は以下の通りである。

#### 【国際法務入門の新設】

国際法務関連の専門応用科目（国際法、国際私法、国際取引法、国際租税法、国際経済法、知的財産法等）の全体像・イメージをつかんでもらうための導入科目として1年次後期に新設する（本コース必修科目化）。

#### 【国際法務関連の応用科目の拡充】

①国際法：現行第一部・第二部を総論・各論に改め、各論科目として国

際人権法（2単位）と国際紛争解決法（2単位）を新設する。

②国際私法・国際取引法：国際取引法（現行2単位）を4単位科目に拡充し、国際民事訴訟法（2単位）を新設する。

③租税法：租税関係法を実体法・手続法に体系化し、2単位分拡充する。

④経済法・国際経済法：国際経済法（現行2単位）を4単位科目に拡充する。

⑤知的財産法（4単位、新設）

⑥外国法：外国法（現行4単位、1科目のみ）から第一-第三部に4単位分拡充する。

#### 【実務研修（インターンシップ）制度の新設】

「専門法分野における実務能力の養成」のため、国・自治体、民間企業、法律事務所、NPO等における実務研修制度を新設する。

#### 【海外研修制度等の新設】

海外語学研修・海外企業等研修も含めて幅広い実施が可能となる制度枠組みを設ける。

#### 第3款 想定される卒業後の進路

本コース卒業生の卒業後の主な進路としては以下のようなものが想定できる。

①国家・地方・国際公務員等

②商社・金融機関・メーカー等民間企業等

③大学院への進学（例 本法学研究科の理論研究及び法務専門家コースへ進学）

## 第5章 大学院教育

### 第1節 大学院教育におけるコース制の導入

大学院教育においては、既に述べたように、従来の研究者養成に加えて、社会人の再教育等の人材育成（いわゆる高度専門職業人の育成）など多様な人材育成機能が求められている。これに対応するために、法学研究科としては入試制度を改革し、研究者志望に限らない多様な人材の入学に途を開いてきた。しかしながら、いわば「入口」の問題は改善されても、肝心の教育の内容については、全く改善がなされてこなかった。かような反省に立ち、本報告書は、大学院教育におけるコース制の導入を提案する。

コース制のあり方としては、本報告書が提案する今回の改革の理念（第1章第2節、第2章第2節参照）に沿って、3コース制を採用することが望ましい。すなわち、「理論研究コース」「法曹コース」および「法務専門家コース」の3つである。

### 第2節 理論研究コース

#### 第1款 研究者養成機能の継承発展と大学院教育の基幹としての理論研究

ここで提唱される「理論研究コース」は、従来から我が法学研究科において行われてきた研究者養成機能を担うコースである。

我が法学研究科が、創設以来この研究者養成という点において、特筆すべき実績を積み重ねてきたことは、既に述べた通りであるが（第1章第2節第1款「法学研究科の今までの実績」参照）、この実績を今後継承していくべきことはいうまでもない。殊に、将来他の博士後期課程に進学する前段階において研究者としての基礎的な素養を、きめ細かい比較的小人数で養成できることは、本研究科のメリットであると考えられる。

さらに、研究者養成機能を継承発展させることは、ロー・スクール構想をにらんだ今回の法学研究科の改革の中でも極めて重要な位置を占めている。すなわち、今回の改革の基本的理念が「理論研究と実務の有機的結合に基づく法学教育」という点にあることは、既に述べた通りである（第2章第2節「改革の具体的理念—法学研究科の改革を中心に」参照）。現在のロー・スクール論議において法曹養成機能の一部を大学に委ねようという方向が打ち出されているのは、やはり一要件事実論や事実認定といった実務の基本的作法は司法研修所なり（新設が提言されている）研修弁護士制度によるとしても—法曹としての基本的素養を養成するには大学において培われた理論研究の実績を活かし、もって幅広い知識や柔軟な思考を養成することが、今後の法曹養成にとって有益だと考えられているからであろう。そうなると、いわば理論研究を志す者（主として大学における研究者志望者）とその他法曹志望者、さらに法曹専門家が同じ研究科に属することによって、相互に学問的議論をし、刺激を与える場を形成することは、お互いにとって極めて有益なことであって、将来のロー・スクールの一つの萌芽の形態をなすことにもなる。従って、「理論研究コース」の目指す理論研究教育は、大学院法学研究科における教育の基幹をなすものと位置づけることができる。

## 第2款 教育の基本的内容

「理論研究コース」は従来の研究者養成機能を継承するものであるから、基本的には指導教官および専攻科目・専攻関連科目の教官の下で、研究に必要な外国語能力および学説・判例の分析能力の取得を目指すことになるであろう。従って、カリキュラムのあり方については、所定の単位の修得と修士論文の審査によって修了を認定するという基本的な部分に変更はないが、従来のカリキュラム編成が現状に必ずしも適合していないことに鑑み（第1章第2節第2款「法学研究科の現状と課題」参照）、若干の手直しが必要であろう（この点に関連するカリキュラム編成の改善については、第6章第3節「大学院カリキュラ

ム」参照)。

さらに本報告書は、従来の「2年制修士課程」に加えて「3年制修士課程」(6年一貫教育)の創設を提唱しているが、この兩者について「理論研究コース」を設けるべきである(第3章第1節第2款「基本的構成——大学院教育を中心として」)。これは、既に述べたように学習意欲と能力の高い学生について早い段階で動機づけをし、高度な教育を行おうとする目的によるものである。

新設の「3年制修士課程」(6年一貫教育)における学部4年(修士0年生)のカリキュラムについては、なお検討を要するが、「応用科目」(これについては、第6章第2節第2款「主要科目の説明」参照)の履修による高度な学問的知識の習得、外国書講読による外国語能力の養成、さらには大学院授業への参加などが検討されるべきであろう。

### 第3節 法曹コース

#### 第1款 法曹養成・司法試験との関わりでの本学の現状と課題

本学は、すでに200名近い司法試験合格者を輩出しており、その中からは、最近でも、高裁長官、高検検事長、日弁連副会長など、各界の中枢において活躍する者も出ているのであるが、近年では、司法試験に合格して法曹への道を歩む卒業生の数はきわめて少なくなっており、もはや法曹養成機関の体をなしていないのが実情である。すなわち、司法試験の合格者数は、平成5年から70名を超え、平成11年度からはついに1000名になったにもかかわらず、本学からの司法試験合格者数は、平成6年度に5名を数えたものの、その後は多い年度でもわずか2名にすぎないのであり、こうした現状は、本来的には法曹養成を一つの柱とすべき国立大学法学部としての存在意義を疑わせるものである。

その要因の一つとしては、司法試験受験予備校の大都市偏在といも言うべき状況があり、本学学生は受験情報に接する機会に関しては、きわめて不利な状況にあるように思われる。また、現行の本研究科のカリキュラムは、研究者養

成を念頭に置いており、法曹養成教育に適した内容をそなえていないため、本学部を卒業し、引き続き司法試験などの受験に取り組もうとする者は、他大学大学院を受験するか、どこにも籍を置かず大都市圏の受験予備校に通学するなど、不安定な状況での勉強を余儀なくされている。

以上のような現状に鑑み、司法試験合格者を少なくとも毎年度10名程度輩出することを目標に据え、大都市圏の大学の学生との情報レベル格差を解消するため、本研究科のカリキュラムを改革して、ある程度きめ細やかな法曹養成教育体制を確立し、金沢の地にとどまりながら司法試験受験準備をしたいという少なからぬ本学部学生の要望に応える必要があるというのが、本ワーキング・グループが本研究科に法曹コースを設置すべきことを提唱するに至った直接的な理由である。

## 第2款 法曹コースの骨格とここにいう「法曹」の意義

前款で述べた本コースの新設の理由からすれば、また、現在司法制度改革審議会において検討が進められている法曹養成制度改革の一環であるいわゆる「ロー・スクール構想」への対応をも視野に入れれば、法曹という用語は、裁判官・検察官・弁護士を総称するものとして用い、この意味における法曹の養成に特化したコースを独立させて設置すべきであるというのが、本ワーキング・グループの多数の見解である。

その理由は、次の通りである。

- ①公務員や準法曹（司法書士など）の養成は、学部教育レベルで十分に対応しうるはずであるし、これらの養成を含めると、一個のコースに異なるレベルの学生が混在することになり教育効果が落ちるおそれがある。
- ②公務員の養成をいわゆる「ロー・スクール構想」の中に位置づけるべきだとする田中成明・京都大学教授の見解もあるが、これは、法曹概念を広げ、広げられた意味での法曹が行政へ進出すべきだとするさらに別

の議論を要する提言と一体のものであって、これがただちに実現されるとは思われない。

③いわゆる「ロー・スクール」は、法曹三者の意味における法曹養成のための教育機関となるはずであるが、本研究科法曹コースは、将来的には、その一端に加わり、北陸地区の必要に応えるべきものとしても構想されるものであるから、これらの法曹概念を一致させ、「ロー・スクール」に移行しうる独立のコースを設けておくべきである。

いわゆる「ロー・スクール」構想の要点は、法曹養成を、司法試験による選抜（点）を重視する現行制度から、大学の法学教育と法曹養成教育を機能的に連関させた、プロセスを重視したものへと変更しようとするものであり、大学側から公表されている構想においては、現行の学部の法学教育を維持しながら、学部・大学院修士課程を通じた6年一貫教育体制をとることが予定されている。

そこで、本学では、学部の法律実務コースと大学院の法曹コースを通じた6年一貫教育体制を確立し、学部3年生までに基本的な法律科目を履修させ、3年生終了段階での成績によって修士0年生に進学させ、高度先端の科目などの応用科目を履修させながら、基本六法科目を中心とした「判例研究」「答案練習」などを通じて、学部教育では十分に養成できない実践的な問題解決能力や表現能力の涵養をはかることを企図している。法曹志望者を早い段階から選抜し、法曹養成に特化したカリキュラムを時間をかけて提供するためには、3・3制が妥当であると考えているが、本ワーキング・グループが提言しているのは、学部4年生を修士0年生として扱う、事実上の3・3制の導入である。

### 第3款 法曹コースの入学資格

入学資格者は、法曹三者を志望する本学部学生であり、入学資格は次の通りである。

①法曹コースの指定する学部の法律学関係科目を一定単位数以上修得し、「優」の評点を得た科目の数あるいは比率が一定の基準を満たしたこと  
幅広い法的素養を身につけた法曹の養成という理念からすれば、学部段階では、基礎法学に関する学識を身につけ、基本法律科目を幅広く学習しておくべきであるが、これへの動機づけを与えるには、学部の成績評価と連動させるのが最善の方策である。

②法律学関係科目担当教官1名の推薦を得たこと

法曹としての適性、および、法曹コースでの学習に耐えうることについての保証をなお要求しようというものである。この推薦を行った教官は、原則として大学院の指導教官となり、当該学生の学習上のサポート、リサーチ・ペーパー作成の指導などに関して主たる責任を負うことになる。

なお、他大学学生に関しては、当面は法務専門家コースを受験させ、一定の成績を修めた者については、法曹コースの開講科目の履修を認めるなど一定の配慮を施した、法曹養成にも対応しうる履修プログラムを用意して、4・2制の枠内で対応する予定である。

#### 第4款 法曹コースの教育体制と修了要件

教育体制についての詳細は、6章に譲るが、法曹コースの授業は、法曹養成教育として必要十分な水準を維持し、「判例研究」「答案練習」などを通じて、法曹に不可欠の法的知識を習得させながら、問題発見・処理能力を養成・向上させるべく構想されている。また、実務家の非常勤講師によって担当される「実務演習」を通じて、弁護士業務、企業法務などの実情にもふれることができるようになっている。

修了要件に関しては、本ワーキング・グループは、必ずしも十分な検討を行うことができなかったが、修士論文に関しては、従来のような専門的・学術的な内容のものを必ずしも要求せず、法律学に関する具体的な問題の総合的な分

析・調査やそれに基づく政策提言などを含んだ「リサーチ・ペーパー」程度とした上で、修士論文制度をなお維持するべきだと考えている。いわゆる専門大学院に関しては、通常の修士課程の修了要件を超える単位数を求め、修士論文は要しないものとされているが、既存の判例・学説を検討し、自らの立場を文章として論理的・説得的に表現する能力は、法曹にとって必須であるから、こうした能力を養成する制度を廃止するべきではないと思われる。

#### 第5款 法曹コースの「ロー・スクール」への移行—その地域的必要性

本研究科法曹コースは、当面は、現行の司法試験制度を前提にして運用されるが、将来的には、いわゆる「ロー・スクール構想」にも対応しうるものとして構想されており、法律上の制度的裏付けをもつ「ロー・スクール」が全国的に設置されることとなった場合には、その一端に加わり、北陸地区の必要に応えるべきものである。

いわゆる「ロー・スクール構想」においては、その総数を限定すべきであるとする見解が有力であるが、国立大学の場合、これが設置される大学をいわゆる大学院重点化された大学（旧7帝国大学+旧2商科大学）に限るとなれば、これらの大学が設置されている、北海道・東北・関東・東海・関西・九州地区と、設置されていない北陸地区・中四国地区との間に、法曹養成教育へのアクセスの点で地域格差が生じるおそれがある。

この点、医師養成に関しては、一部の県を除き、各都道府県に少なくとも一つの国公立大学医学部が設置されており、このことが、極端に人口の少ない地域はともかく、ある程度の規模の市や町に出向けば、国民の誰もが高水準の医療を享受することができる要因の一つとなっているように思われる。こうして、医師養成機関の地域的分布状況と国民の医療へのアクセスの容易さに一定の関連性があるとすれば、それぞれの地域に密着した法曹がそれぞれの地域において養成されることは、国民の法の保護を受ける可能性の平等化の観点からみれば、きわめて望ましいことであると思われる。

ここで、現在の司法試験合格者数を前提として合格者数の少ない地方国立大学大学院法学研究科に、新・司法試験における特典付与を伴う「ロー・スクール」を設置するのは不公平であるとの批判も十分にありうることは承知している。しかし、医学部に関しては、医師国家試験の受験資格を得るためには医学部を卒業する必要がある、そのことも関係して、地方国公立大学でも軒並み優秀な学生の確保に成功している。そうだとすれば、地方の国立大学法学部・大学院法学研究科でも、こうした「ロー・スクール」が設置されれば、現に国公立大学医学部がそうであるように、それぞれの地元における優秀な人材の相当部分を大都市に流出させることなく確保しうるはずであり、現在の法曹養成制度・司法試験制度のもとにいつしかできあがった現在の大学偏差値ランキングあるいはそれと密接な関係にある司法試験合格者数を基礎として「ロー・スクール」の配置を決定するのは近視眼的にすぎるであろう。

#### 第6款 さらなる改革の必要性

法曹コースは、現行の司法試験制度を前提に発足するものであるから、あるべき法曹養成教育からみればなお道半ばであり、「ロー・スクール」に移行する段階におけるさらなる改革を予定したものである。

### 第4節 法務専門家コース

#### 第1款 現状と改革の必要性

本研究科は高度職業専門人の再教育機能を充実するため、平成6年度から入学試験に社会人特別選抜を設けている。しかし、その志願者、合格者及び入学者はそれぞれ累計で27名、8名、5名に過ぎず、本選抜は必ずしも所期の目的を達成しているとは言い難い。このような現状をもたらした原因としては本選抜に関して関係機関・企業等への周知徹底の努力がなお不十分であること以外にも、研究者養成のみを念頭に置き、社会人再教育向けの教育体制整備を進め

てこなかったことも大きいと思われる。

他方で、法学系大学院における社会人再教育機能の充実を求める社会的要請は次のような各種の要因から一層の高まりを見せている。

- ①規制緩和による行政過程の法化
- ②地方分権化等にもなう各地方公共団体における法政策課題の増加
- ③情報公開等にもなう企業・NPO・市民側の政策提言・政策評価能力の向上の要請
- ④社会経済の国際化・情報化等にもなう企業法務の専門化・複雑化

例えば①や③にもなってルールやその運用を合理化・明確化する必要性が拡大し、同時に②等の要因も働き、国・地方公共団体は現在ともに積極的法務体制を整備する必要に迫られている。既に法務等を担当している公務員を多様な法分野における専門知識と制度・政策立案能力を兼ね備えた人材へと養成するために、法学再教育に対する要請は従来以上に高まっている。同様の環境変化にもない、行政側のみならず企業・NPO・市民サイドが現法制度・政策を評価・批判するのみならず、更に望ましい制度・政策を積極的に提言すること（いわゆる「パブリック・オピニオン」）が重要となる。こうした市民による行政への積極的関与のためにはまず現行法制度・政策に関する問題意識と正確な理解力だけでなく、さらにこれらを合理的に批判し代替案を設計・提示する能力が求められる。

また、④の具体例を挙げれば、情報化にもなう知的財産の積極的活用の必要性増加により知的財産法が重要性を増し、また、わが国企業の国際的展開及び国際的な電子商取引の発展にもない国際的な法的紛争の増加するため、国際私法・国際取引法・国際経済法・国際租税法等の知識が不可欠となる。このような専門的・先端的法分野の問題に対する実務的関心は拡大の一途をたどっており、企業法務担当者のみならず弁護士・司法書士・弁理士・税理士等専門

職業人にとってもこうした最先端の問題について再び教育を受けたいというニーズは高まっているものと考えられる。

以上の社会的なニーズをカバーするために本研究科は企業職業人・公務員を中心に広く人材を受け入れる体制を整備し、多種多様な法学専門教育サービスを提供する必要がある。新設予定の「法曹コース」（第3節参照）は主に狭義の「法曹」養成を念頭に置いたものであり、上述のような広義の「法曹」教育を狙ったものではない。よって、この広義の「法曹」＝各部門における法務専門家の再教育を主眼とした第3のコース、「法務専門家コース」を新設する。

## 第2款 法務専門家コースの人間像

予想される法務専門家コースの人間像は以下のようなものである。

- ①国・地方公共団体の公務員
- ②企業法務担当者
- ③弁護士・司法書士・弁理士・税理士・行政書士等専門職業人
- ④NPO職員等
- ⑤本学部卒業生
- ⑥他学部・他大学等出身者
- ⑦外国人留学生
- ⑧その他

①の公務員、④NPO職員等としては、例えば憲法、行政法、地方自治法、消費者保護法、社会保障法、刑事法、国際法等を専攻する入学志願者が予想され、②の企業法務担当者及び③の専門職業人としては、例えば、商法、労働法、経済法、租税法、知的財産法、国際取引法等を専攻する入学志願者が予想されよう。

なお、本コースは実務的素養を持った職業人が多く集まり、教官や理論研究等他のコースの学生と交流することで「理論研究と実務の有機的結合」（第2

章第2節「改革の具体的理念—法学研究科の改革を中心に」参照）を実現し、かつ法制度・政策に関する新たな意見・提言が醸成され、交流・発信される「実験フォーラム」として機能する潜在性も有する。よって、本コースは将来行政・企業等の法務専門家を目指す⑤本学部卒業生や⑦外国人留学生にとっての「孵化器（インキュベーター）」としての役割も期待し得る。

こうした多種多様な入学志願者に広く門戸を開くために、本コースの選抜方法は以下のように定める。

#### 【法務専門家コースの選抜方法】

入学志願者	選抜方法
職業人	新C方式（派遣機関の推薦書、研究計画書及び口述試験）
本学部卒業生	学部の成績及び教官推薦書のみによる無試験入学
外国人留学生／ 他学部・他大学等出身者／ その他	以上のような選抜方法を実施した場合、入学志願者は毎年度20名を超えるものと予想される。よって、本コース定員はさしあたり15名とするのが妥当である。コース発足後の入学志願者の動向を見た上で、将来増減を検討すべきである。 現行のDⅠⅠ方式（専攻科目を含む専門科目2科目の筆記試験及び口述試験）及びDⅡ方式（専攻科目及び外国語科目の筆記試験及び口述試験）
外国人留学生のみ	現行のDⅢ方式（英語による専攻科目と筆記試験、英語による小論文及び口述試験）

### 第3款 教育体制

#### (1)コースの目的

第1款で述べた社会的変化及び要請に照らして、本コースにおいては、第1に現行法制度・政策を正確に把握できる能力（関連情報の収集能力・読解能力、いわば受動的に把握する能力）の養成を基本目的として設定し、この上で第2に専門家としての知識・経験に立脚して現行法制度・政策の問題点等を論理的

に指摘・批判し、先端的法分野における問題を解決するための提言を行える能力（いわば積極的に働きかける能力）の養成を更に上記目的として掲げる。

## (2)カリキュラム

予想される本コース入学者の出身母体・問題関心の多様性に照らして、本コース内に更に固定的な専攻課程を置くことはかえって柔軟性を損ない、間口を狭めることとなりかねない。よって、本コース学生はそれぞれ1つの専門科目を専攻・必修とするだけで、他の履修科目は各人の問題関心・テーマに応じて柔軟に選択できるのが望ましい。必修科目設定を厳格化するかわりに、むしろ具体的な問題関心・テーマに即した履修モデルを提示するアプローチを採用すべきである。

その上で、上記コースの目的を達成するために、特に職業人向けに「法律文献の調べ方」を修得するための短期基礎演習（2-3回程度）を開講する他、各専門法分野の最新判例を検討する「判例研究」、先端的テーマも扱う各分野の「特殊講義」を主要科目として開講する。また、学部レベルの応用科目を「学部共通科目」とし、その受講も認める。特に学部卒業生向けに実務研修制度等も検討する。なお、職業人が本職を離れることなく在学・履修できるよう開講時間等について便宜を図るべきである。

## (3)修業年限・修了要件

修学年限は制度的に2年とするが、運用上1年卒業を原則とする。また、各学生の実務的関心に即したリサーチ・ペーパー提出を修了要件とする。

## 第4款 卒業後の進路

本コースの主要ターゲットである職業人は主に派遣元機関へ復帰すると予想される。他方、学部卒業生等は本コース在学中の実務研修等を活用し就職先の開拓を進めることもできようが、現時点で行政・企業等の法学修士号取得者に

対する受入態勢は十分であるとはいえない。第1款で述べた社会的変化及び要請に照らせば、今後行政・企業等が当初から専門実務能力を有する人材の採用を拡大する時代も近い将来訪れる可能性がある。本コースでの教育体制を拡充し、そうした要請に対応できるよう一層努力すべきであるが、行政・企業等に対しても受入態勢整備を進めるよう積極的に働きかける必要がある。

## 第6章 学部・大学院におけるカリキュラム

### 第1節 コア・カリキュラム研究の必要性

本章に示される法学部および法学研究科カリキュラム案は、ひとつの提案を示したものにすぎない。これをたたき台として、今後さらに「コア・カリキュラム」の研究を進めていくことが望まれる。

### 第2節 学部カリキュラム

1年次は法的思考力の養成に重点をおく。2年次は基本的法律知識の修得に重点をおく。3年次は法律知識の充実に重点をおく。4年次は応用科目が開講される。

#### 【法学科カリキュラム一覧】

(略)

### 第3節 大学院カリキュラム

大学院カリキュラム案の作成に当たっては、わが法学部における現状の人的・物的組織により実現可能な教育と、コースによって異なる学生のニーズをいかにして調和させるかという点を念頭においた。すなわち、従来の「演習」および「特論」という2本立て科目を廃し、新たに「文献研究」「判例研究」「特殊講義」という講義科目を設け、提供される講義内容が学生にとって理解しやすくなるような工夫をした。また、特に法曹をめざす学生のために「答案練習」「実務演習」という科目を導入することとした。このように、すべてのコース学生が共通で受講できる科目と特定コースに対応した科目を組みあわせること

により、教官の講義負担増を最小限におさえると共に、コースごとに異なる学生のニーズに応えようとする点が本案の特徴である。

【法律学専攻カリキュラム一覧】

(略)

## 今後の課題

本報告書は、おもに、金沢大学法学部法学科・大学院法学研究科法律学専攻が取り組むべき緊急の課題について検討したものである。したがって、なお検討を要する課題が山積している。まず、検討対象範囲を限定したことにより、金沢大学法学部公共システム学科・大学院法学研究科公共システム専攻が視野から抜け落ちているけれども、金沢大学における法学教育の将来像を考えたときには、それらも含めた教育改革が必要になることはいうまでもない。また、教養教育との関係も重要な視座を提供するが、十分な検討はなされていない。さらには、コア・カリキュラムに関する具体的な詳細、提言されている教育改革を実現するための具体的手続・具体的規制改正などの検討が必要となるものと思われる。

平成12（2000）年2月

### 金沢大学大学院法学研究科改組に関するワーキング・グループ

助教授 伊勢田道仁（商法）

委員長 助教授 尾島 茂樹（民法）

助教授 川島富士雄（経済法・国際経済法）

助教授 神橋 一彦（行政法）

助教授 中村 正人（東洋法制史）

助教授 安田 拓人（刑法）